

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(障害福祉課)	一
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更	(同)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退	(同)	二
○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	二
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第二号漁業者)	(農林水産経営支援課)	三
○宮城県畜産試験場の肥育豚等市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託	(畜産課)	三
○宮城県畜産試験場の肥育豚等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務の委託	(同)	三
○宮城県畜産試験場の肥育牛等販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託	(同)	三
○宮城県畜産試験場の肥育牛等市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託	(同)	三
○宮城県畜産試験場の成牛等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務の委託	(同)	四
○宮城県畜産試験場の肉用子牛市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託	(同)	四
○宮城県畜産試験場の肉用子牛販売事務に係る生産物売払代金の収納事務	(同)	四

ページ

の委託

○保安林の指定の予定(五件)	(同)	四
○保安林の指定実施要件の変更の予定(三件)	(森林整備課)	四
○土地改良区の定款変更の認可	(同)	六
	(東部地方振興事務所)	七

公 告

○平成三十年度自衛官候補生の募集	(市町村課)	七
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	(障害福祉課)	八
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の変更	(同)	八
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定の辞退	(同)	八
正 誤		八
○宮城県公報平成三十年号外第一八号(平成三十年三月三十日付け)中		八

告 示

○宮城県告示第六百六十三号
身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成三十年五月十七日次の者を指定した。

平成三十年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
天羽 健一	形成外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
芹澤 玄	外 科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
西川 将平	眼 科	公益財団法人宮城厚生協会 坂総合病院	塩竈市錦町十六番五号
金子 仁彦	神経内科	独立行政法人国立病院機構 宮城病院	山元町高瀬字合戦原百番地
板橋 英教	外 科	総合南東北病院	岩沼市里の杜一丁目二番五号

○宮城県告示第六百六十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成三十年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
高橋 雄大	外科	登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中二十五番地	大崎市市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一号
岩根 尊	外科	栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央三丁目一番一号	公立刈田総合病院	白石市福岡蔵本六番地
伊藤 智宏	外心臓血管科	裕ホームクリニック石巻	石巻市わかば二丁目十三番五号	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
平野 孝幸	外脳神経科	緑の里クリニック	岩沼市北長谷字畑向山南二十七番二号	総合南東北病院	岩沼市里の杜一丁目二番五号
千葉 正典	内科	登米市立米谷病院	登米市東和町米谷字元町二百番地	登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中二十五番地
遠藤 敏	内科	登米市立登米診療所	登米市登米町寺池小路百三十三番一号	登米市立米谷病院	登米市東和町米谷字元町二百番地
片倉 隆一	リハビリテーション科	総合南東北病院	岩沼市里の杜一丁目二番五号	宮城県立がんセンター	名取市愛島塩手番一號
柄木 達夫	泌尿器科	船岡今野病院	柴田町船岡中央二丁目五番十六号	宮城県立がんセンター	名取市愛島塩手番一號
菅原 長弘	整形外科	さくら整形外科クリニック	巨理町字東郷百五十五番地	公立刈田総合病院	白石市福岡蔵本六番地

○宮城県告示第六百六十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の

近藤 典子	外科	医療法人浄仁会 大泉記念病院	白石市福岡深谷字一本松五番一号
-------	----	----------------	-----------------

医師から、指定の辞退があった。

平成三十年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
今村 彰	内科	公立刈田総合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六番地
志賀由己浩	眼科	公立刈田総合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六番地
金田 巖	外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
祐川 博康	循環器科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
長澤 将	内科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
滝澤 宏明	形成外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
二瓶 憲	外科	総合南東北病院	岩沼市里の杜一丁目二番五号
青井 二郎	頭頸部外科	宮城県立がんセンター	名取市愛島塩手字野田山四十七番一号
小野寺博義	消化器内科	宮城県立がんセンター	名取市愛島塩手字野田山四十七番一号
渡邊 周永	小児科	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢八番二号
今留 尚人	眼科	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢八番二号
小原 範之	内消化器科	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢八番二号
峰村 出	外科	登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中二十五番地
齋藤 之彦	外科	栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央三丁目一番一号

○宮城県告示第六百六十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成三十年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	平成三十年八月二十日	丸森町	丸森町全	午後三時三十分から午後三時まで	丸森まちづくりセンター
	八月二十一日	丸森町	丸森町全	午後三時三十分から午後三時まで	丸森まちづくりセンター
	八月二十九日	山元町	山元町全	午後三時三十分から午後三時まで	山元町役場飯庁舎西側 公共用車庫
	九月三日	東松島市	東松島市	午後三時三十分から午後三時まで	東松島市役所鳴瀬庁舎
	九月四日	東松島市	東松島市	午後三時三十分から午後三時まで	東松島市役所本庁舎駐車場
	九月五日	東松島市	東松島市	午後三時三十分から午後三時まで	東松島市役所本庁舎駐車場
	九月十一日	南三陸町	志津川	午前十一時から午後四時まで	南三陸町総合体育館（ベイ サイドアリーナ）
	九月十二日	南三陸町	歌津	午前九時から午後二時まで	南三陸町役場歌津総合支所

○宮城県告示第六百六十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成三十年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	気仙沼市、南三陸町、石巻市、宮城（宮城）域、同組合の漁業協同組合、気仙沼支所、歌津支所、及び支所所在地	区分	総トン数十トン未満の漁船により棒受網を使用することを目的とする漁業	届出年月日	平成三十年六月十二日	発起人の住所及び氏名	本吉郡南三陸町歌津字番所八十七番三浦久仁夫、石巻市給分浜給分十一とき丸漁業生産組合	漁業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和三十三年九月三十日）第六条に規定する漁業	特定第二号漁業者数	三人
----	---	----	-----------------------------------	-------	------------	------------	---	-------	-----------------------------------	-----------	----

○宮城県告示第六百六十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肥育豚等市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務を平成三十年三月二十三日次のとおり委託した。

平成三十年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一―二―十六

全国農業協同組合連合会宮城県本部

二 委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日

○宮城県告示第六百六十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肥育豚等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務を平成三十年三月十六日次のとおり委託した。

平成三十年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

加美郡色麻町四竈字柵木町十四―一

加美よつば農業協同組合

二 委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日

○宮城県告示第六百七十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肥育牛等販売に係る生産物売払代金の徴収事務を平成三十年三月十九日次のとおり委託した。

平成三十年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号

仙台中央食肉卸売市場株式会社

二 委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日
○宮城県告示第六百七十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肥育牛等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務を平成三十年三月十九日次のとおり委託した。

平成三十年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

大崎市岩出山下野目字二ツ屋三十九番地
いわでやま農業協同組合

二 委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日

○宮城県告示第六百七十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の成牛等市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務を平成三十年三月二十日次のとおり委託した。
平成三十年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一―二―十六
全国農業協同組合連合会宮城県本部

二 委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日

○宮城県告示第六百七十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の成牛等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務を平成三十年三月十六日次のとおり委託した。
平成三十年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

加美郡色麻町四竈字柵木町十四―一
加美よつば農業協同組合

二 委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日
○宮城県告示第六百七十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肉用子牛市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務を平成三十年四月一日次のとおり委託した。
平成三十年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一―二―十六
全国農業協同組合連合会宮城県本部

二 委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日

○宮城県告示第六百七十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肉用子牛販売事務に係る生産物売払代金の収納事務を平成三十年三月十九日次のとおり委託した。
平成三十年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号
公益社団法人みやぎ農業振興公社

二 委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日

○宮城県告示第六百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする旨、農林水産大臣から通知があった。
平成三十年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

登米市津山町柳津字黄牛深畑一五七の二・一五七の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

登米市東和町米川字東上沢三三三の五、三三四、三三三の一・三三三の四・四五六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

登米市津山町横山字地志貝二二五の一、二二五の一三、二二二の一八

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

登米市津山町柳津字幣崎一五四の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市栗駒鳥沢深沢三三の二二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
加美郡加美町(次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第六百八十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第六百八十四号

新田北部土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成三十年六月二十五日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年七月三日

宮城県東部地方振興事務所

所長 小林 徳 光

公 告

○自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条、第百七十七条第一項及び第百十八条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生として採用する隊員の募集期間、試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり定める。

平成三十年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 募集種目

自衛官候補生

二 募集期間

平成三十年九月七日(金)まで

三 試験期日

平成三十年九月十六日(日)、同月二十四日(月)のうちいずれか一日

四 試験種目

筆記試験(国語、数学、社会及び作文)、口述試験、適性検査及び身体検査

五 試験場の位置及び名称

受験案内により通知する。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成三十年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
薬局そよかぜ号	石巻市穀町十二ー十八	平成三十年六月一日
なかまち薬局	石巻市相野谷字飯野川町二〇六ー三十一	平成三十年六月一日
わかば薬局	塩竈市花立町二十二ー五十三	平成三十年六月一日
カワチ薬局気仙沼店	気仙沼市赤岩杉ノ沢十二ー一	平成三十年六月一日
ひかり薬局野蒜ヶ丘	東松島市野蒜ヶ丘三丁目二十九ー六	平成三十年六月一日
蔵王ヘルスマート薬局	刈田郡蔵王町宮字町三十七ー三	平成三十年六月一日
本田薬局	本吉郡南三陸町志津川字沼田十四ー十三	平成三十年六月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成三十年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地
変更前 ナカムラ薬局	栗原市高清水桜丁三十八ー三
変更後 すず薬局高清水店	栗原市高清水桜丁三十八ー三

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成三十年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担 当 する 医療の種類	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
健康情報拠点薬局きほう号	調剤	牡鹿郡女川町女川浜字大原一ー四十二F二六	平成三十年三月三十一日

正 誤

○宮城県公報平成三十年号外第一八号（平成三十年三月三十日付け）中

ページ

二

上

九

行

正

二

下

一

行

誤

農村環境改善センター	農村環境改善センター
農業環境改善センター	農業環境改善センター